

令和4年 第9回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和4年8月25日(木) 午後1時30分～午後3時50分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農地法第43条の規定による届出について
日程第 7	議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 8	議案第6号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和4年第9回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。
日程第1、議事録署名人の指名についてを議題といたします。
安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、

議長から指名することに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、6番井上豊委員・11番橋本一男委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、会務の報告をいたします。

令和4年7月25日開催の第8回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係20件につきましては、令和4年8月16日付で許可書を交付いたしました。

現況証明の7月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第2回常設審議委員会が8月16日に前橋市の農協ビルで開催され、丸山会長が出席しました。令和4年度農業者年金加入推進特別研修会が8月18日に市役所202会議室でウェブにおいて開催され、森泉委員、戸塚委員、伏田委員の3名の委員が参加しました。

報告は以上であります。

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち、番号1番は4番委員が譲受人となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、番号1番を案件1、番号2番から7番を案件2として2回に分けて審議を行います。

初めに、案件1、番号1に対する審議に入りますが、本件は4番委員が譲受人となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、4番委員の退室を求めます。

(4番委員退室)

議長

それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

案件1、番号1番の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。

案件1について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。この1番の案件につきましては、譲受人のほうがりてコンニャクをやっております。それでなぜ今かと、今その所有権を移転したいというのは、聞くところによりますと、〇〇譲渡人のほうがもう高齢で非常に心配しているそうです。しっかりしているうちにどうにかこの譲受人のほうに渡したいということで、今回出てきた案件ですので、ご存じのとおり譲受人、農業熱心で機械をいっぱい所有していますので、特に問題ないと思います。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第1号案件1、番号1番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件以上合計、1件を付託します。

ここで4番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(4番委員入室)

議長 次に、案件2を議題とします。

番号2番から7番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の申請、案件2は、議案書1ページから2ページ記載の6件です。受理した申請書は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件は全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

5番。

5番委員 5番です。4番の案件なのですが、これはまた4条のほうで出てくるのですが、サカキ、営農型の太陽光発電にするということで、3条でまず所有権を移転したいと言う事ですが、そのうちここにある〇〇の部分なのですが、みんなちっちゃい畑で全く荒れたままというか、耕作は全然しておりません。1人若い人がいるのですが、彼は農業をやってはおりません。そういうこと

で荒れたままになっております。

それから、〇〇の案件ですが、〇〇のちょうど入り口前ですが、これも相当荒れておりまして、耕作できるような状況ではございません。いずれにしても今の状況でいきますと、やむを得ないのかなと思っております。

〇〇の部分については、誰かご説明してください。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 先ほど続いて5番委員の続きで、〇〇の部分ですね、〇〇ですが、畑なのですが、まるっきり荒れていまして、草ぼうぼうで、隣がもう既に太陽光発電が建設してありまして、その太陽光発電のところと市道に挟まれた場所ということで、営農型でやるということなので、仕方がないのかなと思っております。

議 長 ほかにありますか。

3番。

3番委員 3番です。議案第1号、3条の5番です、この土地については以前から耕作しており、その部分ちょっと小さいですけれども、前の続きの畑になります。ほかの件については問題ないと思われまますので、よろしく願います。

議 長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番。議案第1号、農地法第3条の3番です。〇〇ですね、これは譲渡人が相続でもらった土地だと思っておりますけれども、〇〇ということで非常に遠方で高齢です。管理が大変ということで売却ということらしいです。譲受人は東側へ隣接する方で、そこに檜ぐねがあったりして、ちょっと日当たりが悪い農地であり、譲受人が買い取るのが一番妥当かと思っております。願います。

議 長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番。議案第1号、農地法第3条の6番です。それは〇〇のちょっと100mかな、ぐらいのところ、この案件は空家付農地です。取りあえず左右うちがあり、特に所有権移転については問題ないと思っておりますので、よろしく願います。

議 長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 議案第1号、農地法3条の2番。〇〇の案件なのですが、これは現地は

〇〇の一番奥でございまして、現状休耕状態ですが、耕作されるということで購入していただくのであれば、やむを得ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

9 番。

9 番委員 9 番です。第 3 条の 7 です。〇〇の土地ですが、空家付農地ということなので、今までは荒れ放題だった場所ですので、耕作してくれるということは本当にうれしく思います。特に問題はないと思います。

議 長 ほかにありますでしょうか。

17 番委員 なければ、17 番から。

農地法 3 条の 2 番の〇〇の案件ですが、こちら先ほど 10 番委員からの発言でありますが、〇〇の案件のほうも似たような状況で営農型ということでもありますので、今日、本人にも説明に来ていただいておりますので、本人からよく話を聞いてしっかり営農していただきたいと思います。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号案件 2、番号 2 番から 7 番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 2 番及び 3 番の 2 件、2 班に 4 番及び 5 番の 2 件、3 班に 6 番及び 7 番の 2 件、以上合計 6 件を付託いたします。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち、番号 3 番は 4 番委員が申請者となっているため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により議事参与できませんので、番号 3 番を案件 1、番号 1 番及び 2 番を案件 2 として 2 回に分けて審議を行います。

始めに、案件 1、番号 3 番に対する審議に入りますが、本案は 4 番委員が申請者となっているため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、4 番委員の退室を求めます。

(4番委員退室)

議長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。
事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
令和4年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第2号、農地法第4条の関係の案件1は、議案書3ページ記載の1件です。受理した申請書は農地法第4条6項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。
説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。
案件1について意見のある方はお願いします。
5番。

5番委員 5番です。3番は始末書が出ておりまして、ちょうどこの母屋の北側にあるところが今までの農業用倉庫として使っていたということで、法に基づいたしっかり手続を取るという事で特に問題はないと考えます。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。
それでは、お諮りいたします。議案第2号案件1、番号3番について、審査班に審査を付託したいと思えます。
なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に3番の1件、以上合計1件を付託します。
ここで4番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(4番委員入室)

議長 次に、案件2を議題とします。番号1番と2番について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 案件2は、農地法第4条申請関係の1番と2番です。こちらにつきましては、8月19日に実施いたしました1,000平米以上の申請案件と営農型太陽光発電用地案件の現地調査を行っております。現地調査につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨をご報告さ

せていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請、案件2は、議案書3ページ記載の2件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件は満たすと考えます。

以上で説明は終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

6番。

6番委員 6番です。議案第2号、4条の番号1番、この案件につきましては、19日に皆さんで現地調査をしていただいた、見ていただいたとおりでございまして、特に周辺農地に与える影響もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第2号案件2、番号1番と2番については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に2番の1件、3班に1番の1件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、8月19日に実施した1,000平米以上の案件の現地調査の結果につきまして、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その

旨をご報告をさせていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。令和4年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから5ページ記載の14件、及び議案書6ページ記載の計画変更申請は1件の計15件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法第5条関係の10番です。この土地については、場所は西が市道で、北が宅地、南も宅地、東側は駐車場になっています。だから、ほかの農地に与える影響は問題ないと思われまますので、よろしくお願いたします。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の2番と4番と6番の3件です。まず、2番です。〇〇より20mぐらい入ったところの畑で3種農地であり、南と西が住宅地です。東は4m道路でありまして、特に問題ないと思ひます。4番です。これ4番は、〇〇より南へ行った〇〇川のちょっと川より上がったところで、こんなところに畑があったかなと思ふところの畑です。これも問題ないと思われまます。

6番です。これは周りが住宅地でありまして、3種農地であり、問題ないと思ひます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

5番。

5番委員 5番です。議案3号の5条関係なのですが、11番、ここら辺が〇〇という集落のちょうど真ん中ぐらいのいい場所です。近くには〇〇の〇〇もありますし、この土地は〇〇へ通ずる県道から200mぐらい入った場所ですが、今はちょっと作っている程度の畑です。周辺が住宅地でありますので、一般住

宅用地としてやむを得ないのではないかと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

16番。

16番委員 16番です。議案3号、農地法第5条の13番と14番です。13番につきましては、現地確認したところ、道沿いに太陽光を設置するというので、これは問題ないと思われます。

14番なのですけれども、これも同じ方の会社の太陽光発電用地として申請されていますけれども、ここに隣接して〇〇があるのです。太陽光を設置するに当たって資材の搬入等、車の往来等あります。〇〇の送迎でこの道を使用すると思われますので、その点気をつけていただければ太陽光発電については問題なく設置できると思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の1番の案件です。こちらは現地調査で皆さんに見ていただきました。転用目的は資材置場用地ということで、7mの盛土が必要になります。本日この譲受人を呼び出しておりますので、説明をご参考にしていただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長 1番。

1番委員 1番です。議案第3号、農地法5条関係の5番の申請になります。ここは農振地域の除外を申請をして通りました。通ったところで北側が道に挟まれていまして、隣の隣接する耕作地とは段差がかなりあります。許可してもほかの耕作には特に影響はないと思われます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。農地法の第3号の5条の8番、〇〇の上のところなのですけれども、太陽光発電用地ですね。譲受人は周辺に農地等はなくと書いてありますけれども、この土地の上もずっと農地なのですよね。どういうあれなのか分からないけれども、ただ現場へ行って見えますと、はっきり言って昔の面影は全くありません。この道は〇〇で、〇〇の〇〇から〇〇のほうに行ける道で

案内板があるようなところなのですけれども、すっかりクズに覆われておりまして、このところを太陽光発電にするのは、今は致し方ないのかなと思いますので、皆さん審議のほうよろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案3号、農地法第5条の3番です。この土地は、〇〇で、下から行くとちょっと時間がかかります。〇〇に乗っていくとちょうど〇〇の近くでありまして、ここで転用ということでキャンプ場を造って申請されております。一応適地のため転用について問題ないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

農地法第5条の7番です。こちらは理由書に書いてありますが、〇〇の中の駐車場が農地だったということで始末書が出ておりますので、周辺に農地はありません。それは転用は仕方ないと思います。

また、9番です。こちらの案件は、道と住宅に囲まれた土地であり、周辺に農地はありませんので、周辺農地への影響はないと思われま。

続きまして、12番ですが、こちらの場所は〇〇の近くなのですが、もう先は〇〇川です。〇〇川の崖で、土地分譲用地として売れるのかなとちょっと逆に心配なところではありますが、周辺は耕作されておられませんので、周辺農地への影響はないと考えます。審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、2班に6番から9番の4件、併せて計画変更1番の計5件、3班に10番から14番の5件、以上合計15件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩といたします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2 : 22)

(書類審査)

(再開午後 2 : 37)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の2番及び4番及び議案第3号、農地法第5条関係1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号2番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号2番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

2番申請者 お世話になっております。〇〇株式会社の〇〇と申します。申請内容は、3条申請を今月はさせていただいております。新しいところ、今回の申請の作物に関しては、主には今ナスを計画しております。概要に関しては以上になります。すみません。ざっくりで申し訳ないです。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

12番。

12番委員 すみません。お疲れさまです。申請された作付作物の中でブルーベリーとかミニかぼちゃとかあるのですけれども、これはあれでしょうか。3月に営農型太陽光の申請をなされて、その関係でしょうか。

2番申請者 そのとおりでございます。

12番委員 ただ、その件を3か月後の届出をいただいた中で、まだそっちの営農型のほうの作業が何かどこまでいっているのか。

2番申請者 カボチャのほうですね。

12番委員 カボチャのほうです。

2番申請者 今現状が全部で13か所認可をいただいております、その中で2か所がブルーベリー、11か所がカボチャという内訳なのですけれども、ブルーベリーのほうに関しては2か所とも稼働をしております。カボチャのほうは11か所中、今7か所稼働というか、営農をさせていただいております。

というのが、太陽光の営農型で申請させていただいているのですけれども、認可をいただいた後に、ゴールデンウィーク前に太陽光発電の部材これを発注したのです。そのときに、今の世界情勢がその後影響されていて、納期が11月と言われて、急遽太陽光を建てる前にもう先に営農をやろうということで、今11か所中7か所はカボチャの営農を進めている最中のございます。残る4か所、これ何でできないかという、重機を入れて造成をしないととてもできない状態、あと抜根だったり、伐採が入っておりまして、これでちょっと順を追って言うと、太陽光の工事のときにも重機を使います。造成するときも重機を使います。先に造成をして、一旦終わります。そして、もう一度11月、部材が入ったときに重機を借りてやります。これ、正直言うと、300万ぐらいかかるのです。重機の回送であったりとか、あとは人工であったりとか、そういったところで経営面で考えたときに300万、これはだったら5か月待とうよという判断が会社として下りたというところで、今ちょっと4か所に関しては手をつけられていない状況であります。すみません。1つ語弊がありました。4か所中1か所、これが水田なのです。水がもうたまってしまう。カボチャをやろうと思ったのですけれども、JAの方に聞いたら、これはさすがにやめたほうがいいと。その4か所中3か所が造成しなければいけないと。あとの1か所は、その水田なので、今どうしようというところで、コンニャクをやろうとか、それこそシートを敷いてプランターで栽培しようとか、そういったところで今ちょっと知恵を絞って考えてはいるのですが、なかなかいい答えが出なくて、もしお知恵を借りられるなら借りたいぐらいな気持ちなのですけれども、そのようなちょっと今現状で進んでいるところのございます。

12番委員 一生懸命努力されているということは分かるのですが、そういう中でそういう遅れているものがある中で、まだこういう取組というのは順調にこれが進められるのですか。

2番申請者 進んでいるところと、あとやっぱり影響を受けているところも。

12番委員 これもまたということですか。ならないように段取りよくちゃんと始める前にやろうと。場所はもう確認したり、状況を確認して、広い面積なので、作業を遺漏のないようお願いしたいと思うのですけれども。

2番申請者 はい、もちろんでございます。

12番委員 それで、前の営農型のほうも順調に、その一つの水田のところもそのままに置

かないように営農を考えてやっていただきたいと思います。

以上です。

2 番申請者 ありがとうございます。

1 2 番委員 よろしく願います。

議 長 ほかに意見のある方いらっしゃいますか。

8 番。

8 番委員 今ミニかぼちゃを作っているところがあるけれども、出荷みたいなことはしているのですか。

2 番申請者 まだですね。今日も午前中だと農作業をした後に来ているのですけれども、1か所そろそろ収穫かなというところがあります。写真もちょっと撮ってきましたが。

8 番委員 どのくらい収量を見込んでいるのですか。

2 番申請者 収量の見込みは、ちょっと初めての年なので、この面積でこれぐらいできているから、これぐらい取れるというのはちょっと頭には出てこないのですけれども、計画上の今の進捗でいくと、約1トンぐらいかなという見込みです。

8 番委員 失礼ですけれども、そういう〇〇という名がつく限りは、何をどういう土地にはどういう肥料を施して、どういうものを植えたら収量がどのぐらい出るかとか、もしくはこの傾斜であると土壌はこういうふうになっているから、改良をどういうふうにしたらいいかとかいう計画はもちろん最初にやるわけですよね。それに基づいて、例えばブルーベリーの土地に合っていないとか、ナスには駄目だとか、そういうことが分かると思うのですけれども、そういうことを考慮してこういう計画、ナスがどのぐらい、ブルーベリーがどのぐらい、ミニかぼちゃに当たっては相当な広さですよ。それで順調に。

2 番申請者 順調にっていないところももちろんあります。我々絶対できるからやっているわけではないですから、もちろん失敗もあります。失敗していく中で学んでいます。

8 番委員 どのくらいの方が従事していらっしゃいますか。

2 番申請者 今、毎週来ているのは2人ですね。従事しているのが1人。ほぼ週の3回、3日、4日ですね。大変なときは10人掛かりですね、〇〇から来ています。

8 番委員 相当な広さのところをやっているわけですよ。

2 番申請者 そうです。

8 番委員 正直1人もしくは2人で回れるのですか。

2 番申請者 もちろん効率よくやっています。もちろん、もちろん。ここはいいやとか、そういうレベルではないので、我々も。一生懸命やっています。もうちょっと言うと、今年中にこっちに家も建てますし、会社の家を。それぐらい本腰は入っています。おっしゃっていることはよく分かるのですけれども、弊社としては本当にそこはできる限り精いっぱいやっていますし、考えてやっていますし、経験者も連れてきてやっています。困ったらもちろんJAさんに全部聞いています。そういったことでやらせてはいただいています。

8 番委員 ああ、そうですか。

2 番申請者 うまくいかないという考えはもちろん分かるのですが。

8 番委員 うまくいかないという考えはないです。たくさんのところを一つの〇〇としてやっているのだから、ぜひこれ何とかうまく成功して。

2 番申請者 そうですね。成功に向けてやっています。ただ、それに関しては失敗もあるから、成功もあるので、最初から成功すれば本当に、最初から成功しろと言われていたみたいな私はそういう聞かれがあるので、最初から成功はしません。

8 番委員 素人の人が最初からやるのだったら、そういうこともありますけれども、一応ちゃんとした計画を立てているところが失敗もあれば成功もありますよなんて、失敗率がどのくらいまで下げられるかということがないと、こういったことは計画してできないと思う。

2 番申請者 なので、外部から知恵を持った方を連れてきているのです。

8 番委員 それが1名か2名ですか。

2 番申請者 はい、そうです。

8 番委員 分かりました。成功を祈ります。

2 番申請者 ありがとうございます。頑張ります。

議 長 12番。

12番委員 すみません。ちょっと落ちました。失礼なのですけれども、この広い土地を対象として作業をされる中でこの機械の確保状況という、この私ちょっとこれを大規模に事業をやったこともないので、分からないのですが、この確保しているトラック1台、トラクター1台、ワゴン車1台、このレベルで、レベルと言っては申し訳ないのですけれども、これで作業をする、と。

2 番申請者 来月もう一台トラクターが入ります、新車が。

12番委員 このほかに。

2番申請者 もう2,000万ぐらい使っています、うちの会社。

12番委員 すみません。失礼しました。

2番申請者 いいえ、とんでもないです。ありがとうございます。

12番委員 頑張ってください。

2番申請者 はい。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。

どうもご苦労さまです。〇〇さん、3月に申請一町五反ほど出ていて、作付はぼちぼち始まっているようなのですが、全部のところは全部予定どおりなかなかないかないということで仕方ないということがあると思うのですが、それにさらに付け加えてまた今度は約五反歩ですか申請が出て、全部で二町五反申請が出ていてなので、我々としてもぜひこれは成功していただきたいと思いますので、事務局も応援しますし、JAさんもこれからそうですし、そのほかにもご相談いただければ、いろんな形でお手伝いができると思います。

先ほど12番委員からありましたが、普通に考えて野菜を二町五反歩やるにあたってこの所有の機械では当然足らないと、全部やるようになれば、今聞いたらトラクター1台増車するという話ですが、必要に応じて先行投資で農業というのはどうしても先行投資がかかる、会社とすれば大変かと思いますが、適正な管理をしていただいて、ぜひ順調に経営を伸ばしていただきたいと思いますので、理解していただいて先行投資をよろしく願います。適正な管理をよろしく願います。

以上です。

2番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。JAさんのほうの指示と書いてあって、いろいろ相談しているということなのですが、どこのJAさん。どこのJAですか。

2番申請者 安中の〇〇とよく相談させていただいています。

8番委員 〇〇、営農。

2番申請者 営農課の。

8番委員 ああ、そうですか。分かりました。ありがとうございます。

議長 15番。

- 15番委員 15番です。私も農協の理事をしているのですが、出荷はどうされるのです。
- 2番申請者 出荷は今JAさんで。
- 15番委員 JAで。
- 2番申請者 計画して、規格も聞いて。
- 15番委員 ああ、そうですか。
- 2番申請者 はい。
- 15番委員 よろしくをお願いします。
- 議長 なければ質疑を打ち切りますが、よろしいですか。
- 委員 はい。
- 議長 説明ご苦労さまでした。
- 2番申請者 引き続きよろしくお願いします。
- (議案第1号2番申請者退出)
- 議長 次に、議案第1号4番の案件申請者から説明を求めます。
- (議案第1号4番申請者入場・着席)
- 事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。
- 4番申請者 合同会社〇〇、〇〇と申します。よろしくお願いいたします。
- 4番申請者 代表社員の〇〇と申します。
- 4番申請者 私、〇〇と申します。いろんな草刈りだとか、あとメインはコンニャクの刺身
コンニャクなんかを作って、スーパーとか道の駅に出したりというふうなこ
とをしております〇〇です。よろしくお願いいたします。
- 4番申請者 申請書を作成いたしました合同会社〇〇の〇〇と申します。どうぞよろしくお
願いいたします。
- 4番申請者 今回私たちが栽培するのは、国産のサカキを予定しております。国産のサカキ
なのですがけれども、地鎮祭だとか、神棚に載せたりだとか、結婚式に使っ
たりということで、神事に使われるものなのですがけれども、市場としましては
市場の大体8割から9割が中国からの輸入と言われております。今回中国か
ら輸入しているのに、3点ほどちょっと問題がございまして、1点目がやっ
ぱり日本の神事に対してやっぱり中国のものを使っているからというのが1
点目です。2点目は、中国があれほど経済大国になりましたので、サカキを
栽培する人がもうどんどん少なくなっているということで、今後本当にやる人
がいなくなっているという状態が2点目になります。3点目は、やっぱり中
国でサカキを切って日本に届くまで大体2週間ぐらいかかっているみたいな

のですが、それでやっぱり消費者さんが買って神棚に上げるともう1週間もしないうちに枯れてしまうというような現状がございます。そういう市場背景の中でサカキの栽培に取り組みたいというところがございます。

栽培の指導をしていただくのが、〇〇の〇〇にあります〇〇さんというサカキ農家、サカキの園芸農家さん、こちら2代目なのですけれども、2代にわたってサカキの栽培をしています。こちらの〇〇さんのほうは、栽培の指導だけではなくて、苗も卸してくれているのですが、もし出荷のほうで販路が見込めないときには、市場価格で買い取りますというお話をいただきます。〇〇さんが市場価格で買い取るということが、実際〇〇さんが販売している販路、ルートというのは市場価格の大体3倍から4倍ぐらいでいろんな取引先に卸していますので、また〇〇さんが作るサカキというのは、もう安定しているし、質もいいという、そういう信頼で3倍から4倍ぐらいで取引しているというのが背景にあるかと思います。

こちらとしましては、やっぱり独自のルートができなければ〇〇さんにいこうというところはあるのですけれども、やっぱり農協さんだったりだとか、独自のルートをつくったりだとか、あと今回作業の責任者であります〇〇さんのほうが実際道の駅でいろんなものを販売、もう何年も販売しているという経験もありますので、その辺から新しい販路なんかもつくっていきたいというところがございます。

以上、簡単ではありますが、概略でございます。ご指導等あればよろしく願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。ご苦労さまです。ちょっと聞きたいのですけれども、サカキは1年間に伸びるのはどのくらい伸びるのですか。

4番申請者 経っている年数にもよって違いますけれども、私が今やっているのは実際1年目、2年目のものをやっていて、実際植えてやっているのですが、本当に10cmから20cmです。

2番委員 苗はどのぐらいの苗ですか。

4番申請者 1年目のものはこんなものなのですが、ただこれが3年、4年たつとこれぐらいのものがあるので、そうするとどれ位でしょう、1年間で30cm、40

cmは伸びると思います。

2番委員 ちょっと聞いたのは、かなりこの買った土地が荒地みたいなのですけども、それを除草しないとサカキが負けるかなと、それが心配なのです。気をつけないと、本当に。普通のいい畑に植えたのなら、問題なく元から草があまりないと思うのですけれども、どうもかなり荒れている土地みたいで、なおかつまた点々としているまとまった場所もあるのだけれども、まとまっていない場所もあるみたいなので、その除草を上手にしていかないとちょっと心配かなと思っての、確認なのです。

4番申請者 植えるときにある程度根を取って天地返ししたりだとか。

2番委員 最初かなり大変なのではないかなと思うのですよね。

4番申請者 分かりました。

2番委員 それで、というのは見るためにではないですけども、取りあえず3年でこっちがどの程度なっているかなというのを一応確認したいので、10年となっていますけれども、取りあえず3年の一時転用ですね、そういうふうにしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

4番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

16番。

16番委員 16番です。私もちょっとお伺いしたいのですけれども、今草がかなりの問題ということなのですけれども、ここ住所地を見ますと、〇〇の結構奥のほうから〇〇の奥のほうまで住所が飛んでいるのですけれども、物すごい距離。これは定期的にこれは全部草刈りはさせていただくということでしょうか。大丈夫でしょうか。

4番申請者 はい。実際〇〇さんが今現在でも大体〇〇には月何回ぐらいでしょうか、20か所ぐらいやっていますので。

4番申請者 〇〇と〇〇を今全部で10か所ちょっと、それは我々大体グループ三、四人で全部草刈りはやっています。

16番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 どうもお疲れさまです。先ほど1年にどのぐらい伸びるかという話があって、今まで令和元年から安中市、営農型でサカキの作付の申請が出始めているの

ですけれども、まだ成果が上がったところまでいっていないのですが、そういう中で今まで聞かないでいて、これお聞きするのはそういう情報があるかどうかなのですけれども、ちょっと疑問に思っていると思うところなのですが、大体収穫が始まるまでに6年ぐらいから全部ということなのですけれども、情報というか、そういう変な知識というか、情報を得た中ではもう少し大きい60cmぐらいの苗を植えれば、3年から収穫ができるのではないかと、いうことをちょっと聞いたことがあるのですけれども、そういう苗が大きいと活着が苗の根付きが悪いからか、そういう伸びた苗がないのか、その辺の状況、苗の販売状況というか、入手経路というか、その辺の手配がどうなっているかということをもし準備されている中でそういう情報が入ったら、ちょっとお聞かせいただけるかどうかなのですけれども。

4番申請者 まず、サカキの苗でおっしゃるとおりで、3年目、4年目のものを植えると、それを植えてから3年目、4年目から収穫ができるのですが、これは1年ぐらい前から発注しておくことはできます。大体1回ぐらいサカキを100本ぐらい植える予定をしているのですが、実はこの値段が全然違いまして、1年目の苗を植えると苗代で大体10万円ぐらいなのですが、3年目、4年目のものを植えようとする、と100万をちょっと苗代だけでおっしゃるようなのが現状です。まだちょっとルートができていないのだとかというのがあるので、まず最初は1年目のものを植えながらちょっと様子を見たいなというところで考えております。

12番委員 分かりました。ありがとうございます。損益分岐点をどの辺に置いているかということで、また違うのかなと。その辺のいろいろ資料というか、ほかに耕作の計画とかあるかどうかで、そこら辺のあれが違ってくるのかなと思うのですけれども、ぜひサカキを植える方が多くなっていますので、頑張ってください。

4番申請者 どうもご指導ありがとうございます。

12番委員 お疲れさまです。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

どうも説明ご苦労さまでした。

4番申請者 どうもありがとうございました。

(議案第1号4番申請者退出)

議長 次に、議案第3号1番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第3号1番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

1番申請者 ○○の○○と申します。今回○○の農地を資材置場用地ということで申請させてもらっています。あちこちいろいろ事業をやっていますので、資材置場足りないところがいっぱいありますので、ちょうど場所的に安中市内ということで確保しました。

議長 申請者の説明が終わりました。
質問等のある方はお願いします。

12番。

12番委員 どうもお疲れさまです。この出された私どもの資料からちょっと分からないのですが、事務局のほうに出された資料を見ますと、盛土をかなりとといいますか、盛土の量というか、高さが7mぐらいのところもあると思うのですけれども、下に、下というか、すぐ近くに人家もあるということで、この養生の仕方とかその辺の、あとは一番心配で崩れるというか、雨水の自然浸透でされるということなのではあるけれども、しっかりとその辺の遺漏がないようにどういう配慮をしながら進めていくのか、お考えをちょっとお聞かせいただきたいと思うのですが。

1番申請者 その辺につきましては、一応今そこは勾配がついているところなので、北のほう。民家が2軒あるのです。そのためにうちのほうもそこへ普通であれば35cmのブロックを積む予定だったのだけれども、50cmからのちょっと大きい約800キロあるかな、それを積む予定でいるのです。そうすれば安定ができるものですから。

議長 12番。

12番委員 一応擁壁というか、それをがっちり造られることは分かる、様子は分かりますけれども、その雨水の集中豪雨だ何だで水を自然浸透的に対応できるかどうかというところは。

1番申請者 それは擁壁の中に浸透する物を入れますので、浸透しますけれども、そんなに水が出る物ではないから、一応ブロックからもし出た場合は落ちるって形のブロックになってます。

12番委員 ああ、そうですか。

- 1 番申請者 それで前のところの側溝で間に合うと、考えております。
- 1 2 番委員 そこら辺ちょっと不安なところですが、とにかく盛土の量が多いものですから、高さがあるものですから。
それと。
- 1 番申請者 はい、どうぞ。
- 1 2 番委員 景観なのですけれども、すぐ近くのお宅、7 mからいくと、結構景観的にいろいろ後々出るのかなという心配があるのですけれども、その辺もどういう工事、どういう景観になるよというような近隣にこちらで強制であればできて、どういう条件でというのはあれなのですけれども、後々心配が、苦情が出ないような形でPRといいますか、きちんとその辺の事業内容の浸透を図っていただけたらと思います。
- 1 番申請者 一応今聞いたところ、ちょっと深いからと思うので、ちょっと心配だという事だと思うのですよ。7 mというのは一番下の下流なものですから、途中はもうほとんどゼロになってしまうのです。位置によって深いところだけはやっぱり積み上げる訳です。あとはもうほとんどそんなに積み上げないでいってしまうのです。それで上との平らな所とも見てやっていますから。
- 1 2 番委員 やっぱり何もなかったところへ景色が変わるような工事があるものですから、そこら辺は。
- 1 番申請者 景色は工事はやりますから変わりますけれども、今まで雑種地になっていて、篠なんか3 m以上あったものですから、景観がきれいになりますけれども、非常に。
- 1 2 番委員 そうですか。
- 1 番申請者 ええ。
- 1 2 番委員 そこら辺が後々遺漏のないようによろしくお願いします。
- 1 番申請者 すみません。ありがとうございます。
- 議 長 ほかにありますか。
1 5 番。
- 1 5 番委員 1 5 番です。大きく2つちょっと質問といいますか、この書類でいきますと、申請の理由というところなのですが、工事業務の増加により資材置場が必要で、申請地は資材置場用地として適地であるため、取得したく申請しますと書いてある。この逆ではないかなと思うのです。土砂のやり場がないからここに盛土をして、結果的に資材置場になる。

- 1 番申請者 それは、当社としては要するに広い土地は取りあえず何か所か、何かいろいろ確保することがありますから。
- 1 5 番委員 私この市民としていろいろうわさがあるのです。例えば福島ナンバーのトラックが出入りしているとか、そういううわさを聞いたものですから、ちょっと心配しています。
- 1 番申請者 何の出入りですか。
- 1 5 番委員 福島ナンバーのトラックの出入りがある。
- 1 番申請者 うちは一切そういうのはないです。
- 1 5 番委員 そういううわさがある。
- 1 番申請者 それは私も今までこれ一番最初からやっているのですけれども、非常にやっぱり何ていうのかな、そういうのを出入りしたことはないのだけれども、非常にいろいろなことで中傷をする人がいっぱいいるわけです。
- 1 5 番委員 そのために土地を売りたいくないという人も聞いています、私自身。
- 1 番申請者 でも、私分らないけれども、私も大分まだほかにも随分買っています。皆さんが要するに今休耕地になってしまってどうにもならないので、手も入らない。また、置いておけばもう一度巣になってしまって、どうにもならなかった。だからうちのそばのところでもあったので、私は無料でやったのだけれども、猛獣のイノシシだのタヌキだのが出て、出てくると事故を起こすのですよ。いろいろについて。
- 1 5 番委員 分かりました。趣旨は分かりました。確固たるお考えがあるということは分かりました。
- それと、あと技術的に、これはこの委員会の範疇を超えていると思うのですが、土工の計画ですね、盛土工の。それで7 m、高盛土と言えるかどうか分かりませんが、それを擁壁で押さえるということを伺っていましたので、ちょっとその辺ののり尻の基礎地盤の安定性とか、あと下流側に対するいわゆるもともとの地盤の変形がないかどうかというのをそういった安定対策といたしますか、そういった検討はするのでしょうか。
- 1 番申請者 します。やっぱりうちの方も入れるからには土砂が出た場合にここまで入れた場合にどのぐらいの圧がかかるのか、とか全部計算した上で。
- 1 5 番委員 それは市に出されるわけですか。
- 1 番申請者 計算書は出してある。一応のところはこういうものを入れますということは出しています。

- 1 5 番委員 材料ではなくて、実際のどのぐらいの力がかかるか、そういった計算書ですよ。
- 1 番申請者 それは全部入れてから。
- 1 5 番委員 求められてないのかもしれないですね。また繰り返しますけれども、この委員会の範疇を超えているので、ただいずれにしてものり尻の変形が心配なわけです。盛土自体の変形と、盛土の下の基礎地盤の変形、それは熱海の例のを見ると、これは谷地形ではないのですけれども、これは斜面ですけれども、その辺が心配なものですから伺っているわけです。
- 1 番申請者 そのような対処をしているつもりです。
- 1 5 番委員 分かりました。
- 議 長 ほかにありますか。
- 1 6 番。
- 1 6 番委員 1 6 番です。盛土した後ブロックで擁壁して土砂の流出は防ぐということですが、それブロックを積んだそれっきりですかね。それとも、その後の確認、チェックというのはされるのですか。異常ありませんよとか。
- 1 番申請者 それは最後に役所の検査があります。
- 1 6 番委員 役所の検査だけではなくて、〇〇さんとして盛土をした責任上、その後のチェックというか、状態の変化、そういうのは管理されるわけですか。
- 1 番申請者 全部やっております。
- 1 6 番委員 チェック表か何か残して。記録をとって。
- 1 番申請者 うちの方で頼むときは県の土木試験場というのがあるのですよ。そこで全部耐圧検査した後やるのです。それで危なかったら有益者のあれがいるのだけでも、それで全部やっていますから。
- 1 6 番委員 定期的に行われるということ。
- 1 番申請者 定期的ではないです。1 回だけです。
- 1 6 番委員 1 回だけですか。
- 1 番申請者 そうです。そのときに全部その試験場のほうから結果が全部出てきますから、書類が。
- 1 6 番委員 心配なのは、昨今その気候の変動大雨が降ったりとか、そういうのがあった後のその変化というのを異常があるのではないかというのは確認されていたかと思えます。
- 1 番申請者 それはやっています。うちも県の工事なり市の工事なりやっている中で、やっぱり水が出るとか、台風が来たりとかというと、その周り確認行ってます。

1 6 番委員 大丈夫ですね。はい、分かりました。

議 長 ほかにありますか。

8 番。

8 番委員 すみません。工事の関係で確認なのですが、砂をあそこへ埋めるわけですが、車両はどっち側から入るのですか。〇〇側ですか、それとも〇〇側から入るのですか。

1 番申請者 〇〇側からは入れません。上から道を造りますから。

8 番委員 上から道を造るのですか。

1 番申請者 そうです。

8 番委員 あそこ農業用路みたいなのが走っていますよね。〇〇側から。

1 番申請者 〇〇側から下に限って河川があるのですけれども、河川に対してのところを要するに管理用道路であるのです。一本入っているのです。だから、それが管理がしなくてはならないものがあるのかまたよく検討して、市と相談しながら最悪であれば払下げてもらうという形は考えています。

8 番委員 あそこへのくらいトラックが入るのですか、砂が。7 mの高さを埋めてもらうと。

1 番申請者 立米数で大体7, 000ぐらい入るかなとは言っていたのですけれども。

8 番委員 7, 000、大体1, 000杯ぐらい、7トン車、8トン車で、そんなものだね。

1 番申請者 そうですね。いっぺんに盛るわけではないから、やりながらやっぱりだんだん乗せていくだけで。

8 番委員 実は現場へ見に行きました。現場へ行って一番気になったのは、今話が出ていましたけれども、下に流れるのではないかという話があって、擁壁を造るから大丈夫だよという話があったのだけれども、あの道路の上側がやはり荒れたような土地でしたよね。あそこから南側に向かって道路は少し下がっているのだよね。雨水がたくさん出ると、下へ道路を伝って流れる、すぐ横に川がありました。小川がね。あと、その逆に〇〇側のほうには少しくぼみであった土地がありましたよね。あっちのほうにも流れるのではないかなと思うので。

1 番申請者 くぼんであった土地には流れるあれは一切ないと思います。

8 番委員 だから、大水が出た場合、あそこは低くなっているから、一回低くなってあそこに行くのですよね。だから、工事をするときに、ぜひ災害の関係も含めて

ぜひ注意をして、たくさんトラックが出入りするでしょうから、近隣の住民の人にもいろいろ周知してもらえればよいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

1 番申請者 はい、わかりました。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

説明どうもご苦労さまでした。

1 番申請者 どうもありがとうございます。

(議案第 3 号 1 番申請者退出)

議 長 それでは、ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3 : 23)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3 : 23)

議 長 それでは、会議を再開します。

それでは、議案第 1 号案件 1、番号 1 番に対する審議に入りますが、本件は 4 番委員が農業委員会に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、4 番委員の退室を求めます。

(4 番委員退室)

議 長 それでは、議案第 1 号案件 1、番号 1 番の審査結果について、1 班の報告を求めます。

1 班班長 1 2 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号案件 1 に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号案件 1、番号 1 番に対する採決を行います。

本件に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号案件1、番号1番、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

ここで4番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(4番委員入室)

議長 次に、議案第1号案件2、番号2番から7番に対する書類審査結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、2番と3番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、4番、5番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は6番、7番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号案件2、番号2番から7番に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号案件2、番号2番から7番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号案件2、番号2番から7番、農地法第3条の規定による許

可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号案件1、番号3番に対する審議に入りますが、本件は4番委員が農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、4番委員の退室を求めます。

(4番委員退室)

議長 それでは、議案第2号案件1、番号3番の審査結果について、1班の報告を求めます。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号案件1に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号案件1、番号3番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号案件1、番号3番、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

ここで4番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(4番委員入室)

議長 次に、議案第2号案件2、番号1番と2番に対する書類審査結果について、各班から報告を求めます。

2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件で

す。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておるので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号案件2、番号1番と2番に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号案件2、番号1番と2番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号案件2、番号1番と2番、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から5番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番から9番の4件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりでありますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、10番から14番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農地法第43条の規定による届出についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第43条の規定による届出書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

12番。

12番委員 12番です。お手元の資料の中に農作物栽培高度化施設の届出に係る審査表という3枚つづりの資料がお手元に配られておりますが、それをお開きいただきたいと思いますが、見つかりましたでしょうか。

1枚目をはぐっていただくと裏面が、1枚目の裏に写真が添付、カラーの写真が添付されております。黄色で2つ四角が表示されておりますが、これが今回の農作物栽培高度化施設として新設の届出がされているものです。申請者は菌床栽培の専門の農業法人でございまして、この届出が受理されますと、この当該施設、2棟とも農地として取り扱われます。固定資産税なんかも農地としての課税がされるわけです。農地として取り扱われるということで、専ら農作物の用に供することを基本として、棟高、建物でいいますとこれ一番高いところで棟、これは8m以下、軒というところ屋根の先端、とよがつくところなのですが、それが6m以下の平家建てということで、という設置基準があるのですが、そのほかいろいろ農地として取り扱うための設置基準があるのですが、写真を御覧いただいて、この青で囲んだ黄色の建物を水色といいますか、青で囲んだ線の位置でいうと右側の黒い線で何筆か囲ってあるのですけれども、これはここ1年か1年半で取得したこの申請者の土地になっている所有地でございまして。この青で囲ったところもずっと北側に寄っ

て黄色に施設ができるということで、近隣の農地に対する配慮とか、日影の問題とか、そういうものは周辺の農地に対する距離が非常にゆとりを持って造っているということで、いろいろな規制、細かい規制があるのですけれども、それを全てクリアしているということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案について届出を受理することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農地法第43条の規定による届出については、届出を受理することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和4年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書8ページ記載の5件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。

本案のうち番号3番は、14番委員が賃借権を設定する土地の所有者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定に該当するため番号3番を案件1、番号1番、2番及び4番から6番を案件2として2回に分けて審議します。

始めに、案件1を議題とします。本件は14番委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、14番委員の退室を求めます。

(14番委員退室)

議長 事務局 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和4年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用配分計画は、議案書9ページ番号3、記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。案件1、農用地利用配分計画の意見についての3番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号のうち3番、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

ここで14番委員の入室を許可します。

(14番委員入室)

- 議長 それでは次に、案件2について事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。
- 令和4年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
- 農用地利用配分計画（案）は、議案書9ページ番号1、2、4から6、記載の5件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 説明が終わりました。
- 委員 案件2について質問等ありましたらお願いします。
- 議長 なし。
- 委員 なければ質疑を打ち切ります。
- 議長 お諮りします。案件2、農用地利用配分計画の意見についての1番、2番及び4番から6番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 委員 挙手全員。
- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第6号のうち1番、2番及び4番から6番、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。
- 以上で議案審議を全て終了いたしました。
- これをもちまして令和4年第9回安中市農業委員会総会を閉会します。
- 慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時50分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年8月25日

安中市農業委員会会長

6 番委員

1 1 番委員